

産地生産基盤パワーアップ事業における栃木県事業実施方針の概要について

令和5(2023)年3月15日

生産振興課

1 産地生産基盤パワーアップ事業「県事業実施方針」について

国では、平成27年度にTPP関連対策事業として産地パワーアップ事業を創設、令和元年度に産地生産基盤パワーアップ事業として組み替え。

事業の実施に当たっては、県が栃木県事業実施方針を作成し、対象作物、事業計画採択に当たっての優先順位、補助金の交付方法等を定める。

2 予算措置状況

《国》	令和4年度補正	産地生産基盤パワーアップ事業	306億円
《県》	令和4年度当初	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	615,568千円
	令和4年度補正	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	457,795千円
	令和5年度当初	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	423,040千円

3 国が定める主な採択要件

(1) 事業計画の目的・取組を実施する産地の範囲が、面積要件を満たしていること。

(※収益性向上対策に限る)

・土地利用型作物(稲(50ha)、麦(30ha)、大豆(20ha))

・畑作物・地域特産物(いも類(25ha)、そば(5ha))

・野菜(露地野菜(10ha)、施設野菜(5ha))

・果樹(果振法施行令第2条に定める果樹(10ha)、左記以外の果樹(3ha))

・花き(露地花き(5ha)、施設花き(3ha))

※ 産地生産基盤パワーアップ事業の場合、稲から高収益作物等への転換を図る場合にあっては、高収益作物等の面積要件を上記規模の1/2とすることができる。

(2) 産地パワーアップ計画において、次のいずれかの成果目標の実現が見込まれること。

○収益性向上対策

・生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

・販売額または所得額の10%以上の増加

・契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

・需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%

・農産物輸出の取組について、

ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加

イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷額10トン以上

・労働生産性の10%以上の向上

・農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

・施設園芸エネルギー転換枠での取組について、

① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大

② 燃油使用量の15%以上の低減

○生産基盤強化対策

・総販売額又は総作付面積の維持又は増加

ただし、各取組主体において、以下の成果目標を1つ以上設定すること

① 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加

② 重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加

③ 生産コストの低減、④ 労働生産性の向上、⑤ 契約販売率の増加

(3) 県事業実施方針に則した内容であること。

4 栃木県事業実施方針に定める主な項目

(1) 対象作物

土地利用型作物	水稻(主食用米、新規需要米、加工用米)、麦、大豆、子実用とうもろこし
野菜	いちご、トマト、にら、アスパラガス、なす、きゅうり、ほうれんそう、 ねぎ、たまねぎ、にんじん、レタス、うど、ブロッコリー、春菊、こまつな、さといも
果樹	なし、ぶどう、りんご、くり、うめ、もも、ブルーベリー
花き	菊、ばら、カーネーション、りんどう、トルコギキョウ、ゆり、洋らん シクラメン、あじさい
畑作物・地域特産物	いも類(ぼれいしょ、かんしょ)、そば、かんぴょう、こんにゃく等

(2) 事業計画採択に当たってポイント付けを行い、合計点の高い計画から採択する。

- ① 作物別加算(収益性の高い園芸を中心に推進する)
- ② 成果目標の高いもの
- ③ 事業計画の面積が、国が定める面積要件と比べて大きいもの
- ④ 中山間地域への配慮(中山間地域での取組に対し、加算する)

(3) 補助金の交付方法は、県から取組主体に直接ではなく、市町を経由して支払う。